

## 資産運用及び資産管理受託業務に係る評価基準

### 1 審査の実施方法及び支援業者の選定

応募者から提出された「企画提案書」について、次に定める採点項目及び採点基準に従い事務局（資金部）において審査、採点を行う。

この結果を、独立行政法人農業者年金基金契約審査委員会に諮り確定する。

### 2 運用受託機関の採点項目及び採点基準

#### (1) 5点 組織体制

- ・ファンドマネージャーが運用業務に専念できる組織体制を構築していること、
- ・CEO（最高経営責任者）とCIO（最高投資責任者）を分離していること、
- ・CIOに運用に係る全権限が委譲されていること、
- ・法令等の遵守についての内部統制体制が整備されていること、
- ・内部監査体制が整備されていること、
- ・内部統制に係る外部監査を定期的に受けていること、
- ・顧客サービス体制が良好であること、
- ・運用実績を報告する体制等が十分に整備されていること、
- ・当基金に対して、投資環境や運用手法等に関する有益な情報提供が可能であること、
- ・グローバル投資パフォーマンス基準に準拠したパフォーマンス算出を行っていること、
- ・財務状況が良好であること、等

#### (2) 5点 人材

- ・運用業務経験の豊富な人材を配置していること、
- ・人材の定着度が高いこと、
- ・人事処遇・評価面での工夫が見られること、等

#### (3) 10点 運用哲学・運用プロセス

- ・運用哲学が簡潔・明瞭であること、
- ・運用哲学と運用プロセスとの間に整合性があること、等

#### (4) 15点 リスク管理

- ・運用リスクを客観的に認識していること、
- ・資産の特性に応じて、与えられたマネージャー・ベンチマークからの乖離度の把握その他のリスク管理が適切に行われること、

- ・運用部門に対するチェック機能が働いていること、
- ・リスク管理が運用プロセスの一部として組み込まれていること、等

**(5) 15点 プロダクト**

- ・受託実績が豊富であること、
- ・ベンチマークへ追随するための手法・インフラが確立されていること（パッシブ運用機関の場合）、
- ・付加価値の追求方法（パッシブ運用機関にあつては、総取引費用の最小化やセキュリティーレンディング等による収益の確保にも配慮しつつ、マネージャー・ベンチマークに追随する手法。）が合理的であり、有効と認められること、
- ・最良執行のための体制・ルールが整備されていること、等

**(6) 10点 スチュワードシップ責任に係る取組**

- ・株式の運用受託機関にあつては、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れ、スチュワードシップ責任を果たすための明確な取組方針を策定・公表していること、
- ・取組方針に基づき、投資先企業情報の把握と建設的なエンゲージメント活動を実施していること、
- ・株主利益を図るための利益相反の弊害防止体制を整備する等、適切な取組を行っていること、
- ・議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを踏まえて、議決権行使方針を策定・公表し、議決権行使等を適切に行っていること、
- ・議決権行使結果を企業ごと、議案ごとに公表していること、
- ・当基金に対して活動実施状況や実施状況の自己評価を報告する体制等が十分に整備されていること、等

**(7) 10点 トラッキングエラー**

**(8) 10点 組織としての企画提案能力**

- ・組織として作成した提案が、相手に理解してもらうための情報が分かりやすく整理されていること、
- ・組織として作成した提案が、基金の抱える問題を正確に認識し、その解決策に資する提案となっていること、
- ・組織として作成した提案が、基金にとって有益なものとなっていること、等

**(9) 5点 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標※**

(5点、4点、2点、1点、0点)

- ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）を有しているか。

- ・次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を有しているか。
- ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）を有しているか。
- ・提案書提出時に、認定通知書等の写しを併せて提出すること。

※「女性活躍推進のための重点方針 2016」（平成 28 年 5 月 20 日すべての女性が輝く社会づくり本部）および「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針について」（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）により、国及び独立行政法人等が総合評価落札方式又は企画競争による調達を行う際は、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する項目を設定することとなった。

(参考) ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価基準

| 評価項目                   | 認定等の区分※1                                  |          | 配点 |
|------------------------|---|----------|----|
| ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 | 女性活躍推進法に基づく認定<br>(えるぼし認定企業)               | 1段階目※2   | 2  |
|                        |   | 2段階目※3   | 4  |
|                        |   | 3段階目※4   | 5  |
|                        |   | 行動計画※5   | 1  |
|                        | 次世代法に基づく認定<br>(くるみん認定企業・<br>プラチナくるみん認定企業) | くるみん     | 2  |
|                        |   | プラチナくるみん | 4  |
|                        | 若者雇用促進法に基づく認定<br>(ユースエール認定企業)             |          | 4  |

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする  
(提案書提出時に、認定通知書等の写しを併せて提出すること)

※2 認定基準 1～2つ○ (労働時間等の働き方に係る基準は、満たすことが必要)

※3 認定基準 3～4つ○ ( // )

※4 認定基準 5つ全て○ ( // )

※5 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主 (常時雇用する労働者が300人以下のもの) に限る (計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)

### 3 資産管理受託機関の採点項目及び採点基準

#### (10) 5点 組織体制

- ・経営方針が明確で、資産管理業務に対し十分な資本投資を行い、相当な規模の資産管理を行うことができる組織体制を有していること、
- ・資産管理業務に精通した人材を配置していること、
- ・法令等の遵守についての内部統制体制が整備されていること、
- ・内部監査体制が整備されていること、
- ・内部統制に係る外部監査を定期的に受けていること、
- ・保有有価証券・資金を確実に保管・決済できること (災害発生時のバックアップ体制を整えていること)、

- ・資産管理部門と運用部門との間に隔壁が設けられていること、等

(11) 15点 運用管理・支援能力

- ・時間加重収益率ほか、各種リターン、リスク指標を算出できること、
- ・資産管理業務を行うために十分なシステムを有していること。また、システムの維持・改善に対応できる十分な設備投資を行っていること、
- ・運用機関と連携して顧客のために多様なサービスが提供できること、グローバルカストディの選定が合理的であり、かつ、継続的に適切な管理が行われていること。また、受渡・決済・情報提供機能が充実していること、
- ・資産管理手数料以外のコスト（カストディフィー等）を説明・開示すること、等

(12) 5点 ディスクロージャー能力

- ・報告資料の内容が充実していること、
- ・報告のタイミングが適切であること、等

(13) 5点 信用力

財務状況が良好であること、等

(14) 5点 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標※

(5点、4点、2点、1点、0点)

- ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）を有しているか。
- ・次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を有しているか。
- ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）を有しているか。
- ・提案書提出時に、認定通知書等の写しを併せて提出すること。

※「女性活躍推進のための重点方針2016」（平成28年5月20日すべての女性が輝く社会づくり本部）および「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針について」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）により、国及び独立行政法人等が総合評価落札方式又は企画競争による調達を行う際は、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する項目を設定することとなった。

(参考) ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価基準

| 評価項目                          | 認定等の区分※1                                  |          | 配点 |
|-------------------------------|---|----------|----|
| ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標        | 女性活躍推進法に基づく認定<br>(えるぼし認定企業)               | 1段階目※2   | 2  |
|                               |   | 2段階目※3   | 4  |
|                               |   | 3段階目※4   | 5  |
|                               |   | 行動計画※5   | 1  |
|                               | 次世代法に基づく認定<br>(くるみん認定企業・<br>プラチナくるみん認定企業) | くるみん     | 2  |
|                               |   | プラチナくるみん | 4  |
| 若者雇用促進法に基づく認定<br>(ユースエール認定企業) |   | 4        |    |

- ※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする  
(提案書提出時に、認定通知書等の写しを併せて提出すること)
- ※2 認定基準1～2つ〇(労働時間等の働き方に係る基準は、満たすことが必要)
- ※3 認定基準3～4つ〇(〃〃)
- ※4 認定基準5つ全て〇(〃〃)
- ※5 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)

#### 4 コストに係る採点基準

##### (15) 50点 コスト

- ・当基金が利用しやすい報酬の水準・体系であること

#### 5 選定における留意事項

上記により審査を実施し、総得点数の最も多い応募者を選定する。ただし、総得点数が同点の場合は、次の基準により選定する。

- (1) 各採点項目の最高得点の項目数の多い応募者
- (2) (1) が同じであった場合は、次に高い得点の項目数の多い応募者
- (3) 「(15) コストに係る採点基準」の得点の高い応募者
- (4) (1) ～ (3) が同じであった場合は、くじ引きとする。

以 上